

セントクリストファー・ネービスの入国規制措置（7月12日更新）

セントクリストファー・ネービス政府は、新型コロナウイルス対策として、同国の入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 ワクチン完全接種者のみ同国への入国を許可する。ただし、自国民、居住者及びワクチン完全接種者の両親と共に入国する18歳未満の子どもは、同条件が免除される。

2 ワクチンの最終接種（コバクシン、ファイザー、コビシールド、モデルナ、アストラゼネカ、シノファーム、シノバックの2回目接種、あるいは、1回接種ワクチン（ジョンソン&ジョンソン）の接種）から2週間経過した渡航者をワクチン完全接種者と見なす。また、同国で承認されている2回接種ワクチンによる混合接種は認められる。

3 全ての渡航者は、国際規格を満たした施設で実施された、到着1日前以内に実施した迅速抗原検査陰性結果、または到着3日前以内に実施した新型コロナRT-PCR検査陰性結果を提示しなければならない（いずれも検体は鼻咽頭または口腔咽頭から採取されたものに限られる）。また、自己検査、自宅での検査結果は無効として扱われる。

4 渡航者は、政府ウェブサイト（<https://www.knatravelform.kn/>）上で、入国フォーム手続きを行い、RT-PCR検査または、迅速抗原検査の陰性結果、ワクチン完全接種者は、接種日を記載した公式の同接種記録カードのコピーをアップロードする必要がある。また、入国時には、RT-PCR検査、または迅速抗原検査の陰性結果、ワクチン接種記録カードの紙媒体を所持している必要があり、渡航許可書を携帯端末または紙媒体で必要な航空会社及び保健当局に提示する必要がある。

5 全ての渡航者には、体温検査及び健康状態や渡航歴を含めた一連の健康診査の質問が課され、同診査で新型コロナの症状が見られた場合、渡航者は自費で新型コロナの検査を受ける必要がある。

6 ワクチン完全接種者の自国民、居住者及び認可ホテルに滞在する12歳以上のワクチン完全接種済み渡航者は、検疫や到着後の検査は必要なく、国内での活

動が許可される。同措置は、ワクチン完全接種者の両親と一緒に旅行する 12 歳未満のワクチン未接種の子どもにも適用される。

7 ワクチン完全接種済みの両親に同伴する 12 歳～17 歳のワクチン未接種の子どもは、到着後 24 時間以内に RT-PCR 検査（費用：同国民、居住者は 100 米ドル、それ以外の者は 150 米ドル）が課され、陰性結果を受け取るまで、両親と共に検疫措置が課される。

8 ワクチン未接種及び未完全接種の自国民、居住者は、到着 7 日目に RT-PCR 検査（100 米ドル）を受け、陰性であれば、国内での活動が許可される。

9 渡航者は、マスクの着用、手指消毒、身体的距離確保が必要。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントクリストファー・ネービス保健省

<https://www.facebook.com/StKittsHPU/>

参考：入国規制情報 <https://www.stkittstourism.kn/travel-requirements>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street、St. Clair、Port of Spain、Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。